

建築基準法第43条第1項ただし書の規定による許可に係る建築審査会一括同意基準

名古屋市建築審査会

(趣旨)

- 1 建築基準法第43条第1項ただし書の規定による許可に関するもののうち、建築基準法施行規則第10条の2の2の基準に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものについて、あらかじめ一括して建築審査会の同意を得たものとして許可手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

(建築審査会の同意)

- 2 この一括同意基準に適合しているものは、既に建築審査会が同意したものとし、許可することができる。

(適用の範囲)

- 3 本基準は、次の各号のいずれかに該当する建築物に適用する。
 - (1) その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有するもので、その敷地が別表第1の基準に適合するもの
 - (2) その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道で別表第2の基準に適合するものに2m以上接するもの
 - (3) その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために必要な幅員を有する別表第3の基準に適合する通路であって、道路に通ずるものに有効に接するもの
 - (4) 建築審査会において個別案件として許可した事例に係る道であり、許可した際の条件に建築物の用途、規模などが適合しているもの

(建築審査会への報告)

- 4 特定行政庁は、この基準により許可をした場合は、すみやかにその内容を建築審査会に報告しなければならない。

附 則 この基準は、平成12年11月16日から施行する。

附 則 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1

基準区分	1-1	1-2
敷地の周囲の条件	①すでに供用開始している都市公園法に基づく公園・緑地内の通路等の道に面しているもの	①河川法に基づく河川区域内の空地を有し、通路等の道に面しているもの
	②公園内通路等の道により道路まで支障なく通行できるもの	
管理者の承諾等	次のいずれかに該当するもの ①管理者からの占用許可等により建築の権原を有しているもの ②管理者からの通行の許諾が得られているもの	
建築計画に対する付加条件	①道を道路とみなした場合に適用される法令の規定に適合していること。ただし、北側斜線、高度地区規定による斜線制限については道路とはみなさない。	

別表第2

基準区分	2-1	2-2	2-3	2-4
敷地の周囲の条件	①土地改良区等の農道	①名古屋港管理組合が管理する道	①中央競馬会施設専用道路	①公営住宅又は公団住宅団地内の団地内通路
	②法第42条第1項の基準時要件を満たさないもの ③幅員4m以上のもの			
管理者の承諾等	①道の管理者の許可又は承諾を得ているもの（原則として、一般の通行の用に供されているものは除く）			
建築計画に対する付加条件	①道を道路とみなした場合に適用される法令の規定に適合していること。ただし、北側斜線、高度地区規定による斜線制限については道の中心から適用する。			
基準区分	2-5	2-6	2-7	2-8
敷地の周囲の条件	①住宅地区改良事業法等、法第42条第1項第二号の事業によらず築造された公共団体が管理する道	①河川管理用道路	①名古屋市等が管理する水路を埋立てた道（暗渠を含む）	①名古屋市所有の未認定道路
	②法第42条第1項の基準時要件を満たさないもの ③幅員4m以上のもの			
管理者の承諾等	①道の管理者の許可又は承諾を得ているもの（原則として、一般の通行の用に供されているものは除く）			
建築計画に対する付加条件	①道を道路とみなした場合に適用される法令の規定に適合していること。ただし、北側斜線、高度地区規定による斜線制限については道の中心から適用する。			

別表第3

基準区分	3-1	3-2	3-3
敷地の周囲の条件	①基準時において（イ）道が存在しなかった、又は（ロ）建築物の立ち並びがなかったことにより2項道路の要件を満たさない幅員1.8m以上4m未満の道に接するもの		①旧市街地において、基準時要件を満たす私道に接するもの
	②現状で建築物が立ち、一般の通行の用に供されているもの		
	③国、県又は市の管理に属する道（自転車・歩行者専用道は除く）	③幅員2.7m以上の土地改良区等の農道	③幅員2.7m以上の私道
通路空間の確保	次のいずれかに該当するもの ①道の中心より2m後退しているもの ②関係権利者間で境界確定について同意がなされない場合などにおいては、建築敷地の向かい側の道の境界線と認められる位置より4m後退しているもの		
建築計画に対する付加条件	①道を道路とみなした場合に適用される法令の規定に適合していること。ただし、北側斜線、高度地区規定による斜線制限については道の中心から適用する。		

※旧市街地：市内において、北区及び西区の庄内川以北、中川区の旧富田町、港区の旧南陽町、守山区の旧志段味村並びに緑区の旧有松町の地域を除く区域